

砺波市農業委員会 1 2 月総会議事録

開催日時 令和5年12月5日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
8番	鴨井 克之	20番	満保 雅春
9番	川邊 洋	22番	松原 光雄
10番	舘 和香子	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	24番	山本 渉
12番	田嶋 和樹	25番	小幡 直也
13番	森田 修	26番	源通 一郎
14番	松浦 正一	27番	齋藤 徹
15番	飯田 輝一	28番	片山 雅喜
16番	飯田 真紀	29番	水野 勢津子

欠席した委員 5名

1番	西原 登	7番	石田 智久
4番	柴田 泰利	21番	今井 久人
6番	前野 久		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生
農地調整専門員 林 憲正

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会
12月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。地域計画の策定に向けて各地区で検討会を開催しており、
明日で第1回目の検討会が全地区で終了するところです。みなさま方には
検討会への参加者の招集や進行、とりまとめなどいろいろとご配慮いた
だきましたことについて御礼申し上げます。2月頃を目途に第2回の検討会
を開催したいと思っておりますので、その準備等も今後みなさま方にお願
いすることとなります。よろしくお願ひいたします。
簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。今日は、在任委員29名中24名
の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律
第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここに
ご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進め
させていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務める
ことになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させて
いただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号11番樋掛 雅彦委員・議席番号12番田嶋 和樹
委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第34号 農地法第3条の規定による
所有権移転許可について」事務局より説明願ひます。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1について、相続した農地の譲渡を検討していたところ、譲受人と話がまとまったものです。取得する農地での農作業は、大型農機具については近隣の農業法人から借り受けて行うこととしています。

番号2及び3について、相続した農地の譲渡を検討していたところ、近隣で耕作する農地所有適格法人である譲受人と話がまとまったものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第34号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員 　　1番について、所有者が亡くなり譲渡人が相続したものです。譲渡人はこれから農業を行う予定もなく、農地を手放したいと考えておりましたが、地元で譲り受けできる方がいなかったことから、今回地区外ですが譲受人と話がまとまったものです。ご承認よろしくお願ひします。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　2番について、譲受人はリンゴの生産を行っており、申請地は譲受人がリンゴを生産する農地に隣接しています。果樹が植わっていますが管理されていない状態で、今年はクマの出没が多かったこともあり申請地を取得して対応することとなったものです。今後は農地を整備して利用していく予定です。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第34号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第35号農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願
います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し
ます。譲受人は不動産業、自動車業等を生業としております。生活及び
交通の利便性が高い申請地において、車やカー用品を取り扱う店舗の建
設を計画しております。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第35号」につきまして、
ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 申請地は学校や住宅地に近接しています。面積が小さく、条件のよくな
い農地でしたが、今回隣接の宅地とあわせて店舗敷地として利用する計画
をされています。ご承認よろしくをお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第35号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項1号 農用地利用計画の変更について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
令和5年10月に受け付けた農用地利用計画の変更の願出は、一般案件が2件となっています。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

願出地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地周辺において分譲住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い願出地において、注文分譲住宅地を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

譲受人は貨物自動車運送事業・介護関連の業務等を営んでいます。願出地は、譲受人の関連会社を含む全体で、従業員等の駐車場が不足していることから駐車場の整備を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 2番について、当初は農地としての利用を継続する予定でしたが、譲受人及び関連会社全体で駐車場が不足していることから事業所等の近隣にある申請地において計画されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 1 番の譲受人である不動産会社の代表取締役と、議案第 3 4 号の 1 番の譲受人は同じ方でしょうか。

事務局 同じ方です。議案第 3 4 号の申請については、農振除外の目的とする事業とは別にある譲受人個人としての農業経営に基づくものです。

議長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項 1 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。報告第 1 号・報告第 2 号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第 1 号・第 2 号説明)

議長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 1 4 : 2 5)